

●特別緑地保全地区

◆ 詳しくは、青梅市公園緑地課
TEL.0428-22-1111(代表)まで問い合わせください。

良好な自然環境を形成している緑地等で、景観が優れており、これを保全するための地区です。地区内においては、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、木竹の伐採、水面の埋立てなど緑地の保全上影響を及ぼすおそれのある行為は、市長の許可を要します。